

個人又は自社で輸入通関手続きをされる方へ

税関来庁前にすること

[輸入申告前のチェックリスト](#)をご利用下さい

- 船会社、船会社代理店等から「Arrival Notice」（貨物到着案内書）が届いたら、
 - ・Arrival Noticeに記載されている貨物の搬入予定場所（蔵置場）を確認
 - ・船会社等から「Delivery Order (D/O)」（荷渡指図書）を受領
 - ・蔵置場を管轄する「税関官署」を確認 →神戸税関管内の[保税蔵置場](#)（※）
- 植物、動物、食品、医薬品など輸入規制があるものは、事前に主管省庁で手続きを行って下さい
→[税関で確認する輸入関係他法令の概要](#)

税 関 手 続 き

①輸入申告書の作成

貨物が蔵置場に搬入されたら輸入申告をすることができます

上記※で確認した税関（管轄官署）にお越し下さい

→[神戸税関所在地案内](#)

税関官署の窓口に設置されている「[窓口電子申告端末](#)」を利用して輸入申告書を作成（入力及び登録）します

「[窓口電子申告端末](#)」を利用しない場合は、税関ホームページから輸入申告書様式を印刷し、記載要領に従って必要事項を記載して下さい
→[輸入申告書様式 記載要領](#)

①で作成した輸入申告書及び必要書類を通関の窓口に提出します

→[輸入申告の際に必要な書類](#)

税関では書類を審査するほか、必要に応じて貨物の検査を行いますので貨物の運送や立会い等をお願いします
→[税関検査の流れ](#)

② 輸 入 申 告

(書 類 審 査)
(税 関 檢 查)

③ 関 税 等 の 納 付

納付税額を記載した「[納付書](#)」をお渡ししますので、現金で関税等をお支払いください

現金以外でも納付することができます
→[関税・消費税等のキャッシュレス納付](#)

④ 輸 入 許 可 書 受 領

関税等が納付されたことを確認した後、輸入許可書をお渡しします

貨 物 の 引 取 り

蔵置場に輸入許可書と Delivery Order を提示し、貨物を引き取ってください

(参考) [貨物到着から引取りまでの流れ](#) (カスタムスアンサー)